

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第22号  
兵庫県立大学大学院情報科学研究科研究倫理審査部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院情報科学研究科研究倫理委員会規程第2条第2項の規定に基づき、また、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学研究倫理指針、ヘルシンキ宣言及び国の策定する倫理指針に沿った倫理的配慮を図ることを目的とし、倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するために設置する情報科学研究科研究倫理審査部会（以下「審査部会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査部会は、情報科学研究科研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）の所掌事務のうち、人を対象とする研究及び生命の尊厳に係る研究計画等の審査を行う。

(組織)

第3条 審査部会は、情報科学研究科研究倫理委員会委員から情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する者4名程度をもって構成する。

(審査部会長)

第4条 審査部会長は研究倫理委員会副委員長をもって充てる。

- 2 審査部会長は、会務を総理し、審査部会を代表する。
- 3 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査部会は、審査部会長が招集する。

- 2 審査部会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。
- 4 審査対象となる研究等に関わる委員は出席させないものとし、その数は構成員から除く。
- 5 審査部会長が必要と認めた場合は、審査部会の同意を得て、研究等の実施責任者又は第三者を会議に出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 6 審査部会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(秘密の保持)

第6条 審査部会に出席した者は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を、正当な理由なしに漏らしてはならない。

(審査の対象)

第7条 研究科の教員、大学院学生等が実施する研究等を審査の対象とする。ただし、研究科長が必要と認める時は、申請のない場合でも審査の対象とする。

(審査の申請)

第8条 申請者は次のとおりとし、研究科長に申請する。なお、共同研究の場合には、研究等の実施責任者が代表して申請する。

- ①研究科教員
- ②大学院学生等（指導教員の了解を得て研究者本人が申請する。）
- ③社会情報科学部の学生については、これを指導する教員

(審査)

第9条 審査部会の判定は、次の号に掲げる表示による。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告（要再申請）
- (5) 不承認

2 審査部会長は、審査部会の判定について、速やかに研究科長および研究倫理委員会に報告しなければならない。

(公表)

第10条 第5条第6項の記録は、研究倫理委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシー保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究等の実施責任者の同意を得るものとする。

(通知等)

第11条 研究科長は、審査部会の判定を勘案し、申請のあった研究計画等の可否を裁定し、その結果を書面で申請者に通知しなければならない。

2 研究科長の裁定が、第9条第1項第3号、第4号、第5号に該当する場合には、その理由を前項の書面に記載しなければならない。

- 3 申請者は、裁定結果に対して、書面により不服を申し立てることができる。
- 4 研究科長は、不服申立があったときは、それについて審査部会の意見を聴かなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審査部会の運営に関して必要な事項は、審査部会長が定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。